

川島桶川資源循環組合公共工事前金払要綱

令和 7 年 5 月 1 9 日

告示第 1 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）附則第 7 条の規定により行う前金払の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する前金払については、地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）附則第 3 条各項の規定によるほか、この告示の定めるところにより、行うものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「公共工事」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 1 項に規定する公共工事をいう。

2 この告示において「保証事業会社」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。

3 この告示において「保証契約」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約をいう。

(前金払の対象)

第 3 条 前金払（第 6 条に規定する中間前金払を除く。次条において同じ。）の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

(1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、調査及び測量並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「建設工事」という。）の請負で 1 件の請負代金額が 5 0 0 万円以上のもの

(2) 土木建築に関する工事の設計、調査又は測量の業務で 1 件の委託金額が 3 0 0 万円以上のもの

(前金払の割合等)

第4条 前金払をすることができる金額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない額とし、10万円未満の端数は切り捨てる。

(1) 前条第1号に掲げる公共工事 1件の請負代金額の10分の4

(2) 前条第2号に掲げる公共工事 1件の委託金額の10分の3

2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に基づく2年以上にわたる契約の前金払は、当該継続費等の各会計年度の年割額等に相当する部分の金額に対して行うものとする。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の前金払は、契約締結当初の請負代金額又は委託金額に対して行うものとする。

(前払金の請求)

第5条 前払金（第10条の中間前払金を除く。）の支払を受けようとする受注者は、契約締結の日から起算して30日以内に、前払金請求書（様式第1号）に保証事業会社の発行した保証契約に係る前払金保証証書（正副2通）を添えて、管理者に対し請求しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、30日を経過した後においても、なお、請求することができる。

2 前項の規定による保証事業会社の発行した保証契約に係る前払金保証証書の添付は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証事業会社が定め、管理者が認めるものを含むものとする。

(中間前金払の対象)

第6条 既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の対象となる公共工事は、1件の請負代金額が500万円以上で、かつ、工期が3月を超える建設工事とする。

(中間前金払の要件)

第7条 中間前金払は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 継続費等に基づく2年以上にわたる契約の中間前金払については、前項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と、同項第3号中「工事」とあるのは「年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該年度の年割額等」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(中間前金払の割合等)

第8条 中間前金払をすることができる金額は、1件の請負代金額の10分の2を超えない額とし、10万円未満の端数は切り捨てる。

2 継続費等に基づく2年以上にわたる契約の中間前金払は、当該継続費等の各会計年度の年割額等に相当する部分の金額に対して行うものとする。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の中間前金払は、契約締結当初の請負代金額に対して払うものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第9条 中間前金払の対象となる公共工事の受注者は、当該公共工事の契約を締結するときに、中間前金払又は部分払のいずれかを選択し、中間前金払と部分払の選択について（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の受注者は、当該契約を締結した後においては、同項の規定によりした選択を変更することができないものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、継続費等に基づく2年以上にわたる契約については、当該契約を締結するときに中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度の年割額等の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、部分払の請求をすることができるものとする。

(中間前金払の認定請求等)

第10条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、認定請求書(様式第3号)に工事履行報告書(様式第4号)を添えて、管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の認定請求書及び工事履行報告書が提出されたときは、当該請求に係る工事が第7条に規定する要件を満たしているか否かを審査する。この場合において、工事履行報告書の数値等に疑義があるときは、受注者に当該数値等の根拠となる資料の提出を求めるものとする。

- 3 管理者は、前項の規定による審査の結果、その内容が適当と認められるときは、原則として当該認定請求書を受理した日から起算して7日以内に、認定調書(様式第5号)により当該受注者に通知するものとする。

- 4 前項の認定を受けた受注者は、中間前払金の支払を受けようとするときは、中間前払金請求書(様式第6号)に保証事業会社の発行した保証契約に係る中間前払金保証証書(正副2通)を添えて、管理者に対し請求しなければならない。

- 5 第5条第2項の規定は、前項の規定による保証事業会社の発行した保証契約に係る中間前払金保証証書の添付について準用する。

(前払金等の支払期限)

第11条 管理者は、第5条第1項又は前条第4項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に前払金又は中間前払金(以下「前払金等」という。)を支払わなければならない。

(前払金等の額の変更等)

第12条 管理者は、前払金等を支払った後、契約内容の変更により請負

代金額又は委託金額に著しい増額が生じたときは、当該増額後の請負代金額又は委託金額の10分の6（中間前払金の支払を受けていない場合にあっては10分の4、第3条第2号に掲げる公共工事にあつては10分の3）から既に支払った前払金等の額を差し引いた額以内の額を追加して支払うことができる。この場合において、既に支払を受けた前払金等に追加して更に前払金等の支払を受けようとする受注者は、あらかじめ、保証契約を変更し、当該変更後の保証契約に係る保証証書を添えて、管理者に対し請求しなければならない。

- 2 前払金等の支払を受けた受注者は、契約内容の変更により請負代金額又は委託金額が著しく減額された場合において、既に支払を受けた前払金等の額が当該減額後の請負代金額又は委託金額の10分の6（中間前払金の支払を受けていない場合にあっては10分の5、第3条第2号に掲げる公共工事にあつては10分の4）を超えたときは、その超過額を当該契約の変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、管理者が当該期間内に部分払の支払をするため、部分払金の額から当該超過額を控除した場合における当該控除した額については、この限りでない。
- 3 管理者は、前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金等の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、当該前払金等の支払を受けた受注者と協議して返還すべき額を定めるものとする。ただし、請負代金額又は委託金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合は、管理者は、返還すべき額を定め、当該受注者に通知するものとする。
- 4 受注者は、前2項の規定による前払金等の返還その他の理由により、当該契約に係る保証契約を変更したときは、変更後の保証契約に係る保証証書を直ちに管理者に提出しなければならない。
- 5 第5条第2項の規定は、第1項及び前項の保証証書の提出について準

用する。

（前払金等の使途制限）

第 13 条 前払金等は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることができない。

（前払金等の返還）

第 14 条 前払金等の支払を受けた受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該前払金等の全部又は一部を返還しなければならない。

- （1）前払金等を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- （2）前金払の対象となっている公共工事に係る契約が解除されたとき。
- （3）当該受注者の責めに帰すべき事由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。
- （4）保証事業会社との保証契約が解除されたとき。
- （5）前各号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要と認めたとき。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

前払金請求書

年 月 日

（宛先）

川島桶川資源循環組合管理者

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

年 月 日に締結した請負（業務委託）契約について、保証
事業会社の保証証書を添えて、下記のとおり前払金の支払を請求します。

記

- 1 件名
- 2 場所
- 3 工期（履行期間） 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 請負代金額（委託金額） 円
- 5 前払金請求額 円
- 6 指定金融機関

振 込 先	金融機関名		
	支店名		
	口座番号	預金	
	名義人		

※ 前払金の請求は、前払金保証証書（正副 2 通）を添えて、契約締結
の日から起算して 3 0 日以内に行ってください。

様式第 2 号（第 9 条関係）

中間前金払と部分払の選択について

年 月 日

（宛先）

川島桶川資源循環組合管理者

住 所

受注者 商号又は名称

氏 名

下記の工事については、 $\left(\begin{array}{c} \text{中間前金払} \\ \text{部 分 払} \end{array} \right)$ を選択します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請負代金額

4 契約年月日

5 工 期

年 月 日から
年 月 日まで

- （注） 1 中間前金払又は部分払のどちらか一方を選択してください。
2 契約締結後は選択内容の変更はできません。

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

認定請求書

年 月 日

（宛先）

川島桶川資源循環組合管理者

住 所

受注者 商号又は名称

氏 名

下記の工事が中間前金払をすることができる要件に該当していることの認定を請求します。

記

1 契約年月日 年 月 日

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 工 期 年 月 日から

年 月 日まで

5 請負代金額 金 円

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

工事履行報告書

工事名			
工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日付	年 月 日		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
(記載欄)			

- (注) 1 報告は、月報を標準とする。
- 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
- 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

認 定 調 書

第 号
年 月 日

様

川島桶川資源循環組合管理者



下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

中間前払金請求書

年 月 日

（宛先）

川島桶川資源循環組合管理者

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名

年 月 日付けで請負契約を締結した工事について、保証事業会社の保証証書を添えて、下記のとおり中間前払金の支払を請求します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 年 月 日から
年 月 日まで

4 請負代金額 金 円

5 中間前払金請求額 金 円

6 指定金融機関

振 込 先	金融機関名		
	支店名		
	口座番号	預金	
	名義人		

※中間前払金の請求は、中間前払金保証証書（正副 2 通）を添えて行ってください。